

# 1 学校法人会計基準

(文部省令第18号)

○文部省令第18号

私立学校法（昭和24年法律第270号）  
第59条第8項の規定に基づき、学校法人会計基準を次のように定める。

昭和46年4月1日

文部大臣 坂田 道太

○文部省令第14号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和51年4月1日

文部大臣 永井 道雄

（学校法人会計基準の一部改正）

第3条 学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の一部を次のように改正する。

○文部省令第25号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第1項の規定に基づき、学校法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和62年8月31日

文部大臣 塩川正十郎

学校法人会計基準の一部を改正する省令

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の一部を次のように改正する。

○文部省令第31号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第1項の規定に基づき、学校法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成6年7月4日

文部大臣 与謝野 馨

○文部省令第53号

私立学校法（昭和24年法律第270号）第59条第8項の規定に基づき、学校法人会計基準を次のように定める。

平成12年10月31日

文部大臣 大島 理森

○文部科学省令第17号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第1項の規定に基づき、学校法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成17年3月31日

文部科学大臣 中山 成彬

# 学校法人会計基準

[ 最終改正 昭和46年4月1日文部省令第18号  
平成19年12月25日文部科学省令第40号 ]

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 資金収支計算及び資金収支計算書（第6条—第14条）
- 第3章 消費収支計算及び消費収支計算書（第15条—第24条）
- 第4章 貸借対照表
  - 第1節 資産（第25条—第28条）
  - 第2節 基本金（第29条—第31条）
  - 第3節 貸借対照表の記載方法等（第32条—第36条）
- 第5章 知事所轄学校法人に関する特例（第37条・第38条）

## 附則

### 第1章 総則

（学校法人会計の基準）

- 第1条 私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する学校法人（法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第3項の規定による特別の会計の経理をするものに限るものとし、以下「学校法人」という。）は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行ない、財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）を作成しなければならない。
- 2 学校法人は、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則に従い、会計処理を行ない、計算書類を作成し

なければならない。

（会計の原則）

- 第2条 学校法人は、次に掲げる原則によつて、会計処理を行ない、計算書類を作成しなければならない。
  - 一 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。
  - 二 すべての取引について、複式簿記の原則によつて、正確な会計帳簿を作成すること。
  - 三 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明りように表示すること。
  - 四 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（収益事業会計）

- 第3条 私立学校法（昭和24年法律第270号）第26条第1項に規定する事業に関する会計（次項において「収益事業会計」という。）に係る会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従つて行わなければならない。

- 2 収益事業会計については、前2条及び前項の規定を除き、この省令の規定は、適用しない。

（計算書類）

- 第4条 学校法人が作成しなければならない計算書類は、次に掲げるものとする。

- 一 資金収支計算書及びこれに附属する次に掲げる内訳表
  - イ 資金収支内訳表
  - ロ 人件費支出内訳表
- 二 消費収支計算書及びこれに附属す

る消費収支内訳表

三 貸借対照表及びこれに附属する次に掲げる明細表

イ 固定資産明細表

ロ 借入金明細表

ハ 基本金明細表

(総額表示)

第5条 計算書類に記載する金額は、総額をもつて表示するものとする。ただし、預り金に係る収入と支出その他経過的な収入と支出及び食堂に係る収入と支出その他教育活動に付随する活動に係る収入と支出については、純額をもつて表示することができる。

## 第2章 資金収支計算及び資金収支計算書

(資金収支計算の目的)

第6条 学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。以下同じ。）の収入及び支出のてん末を明らかにするため、資金収支計算を行なうものとする。

(資金収支計算の方法)

第7条 資金収入の計算は、当該会計年度における支払資金の収入並びに当該会計年度の諸活動に対応する収入で前会計年度以前の会計年度において支払資金の収入となつたもの（第11条において「前期末前受金」という。）及び当該会計年度の諸活動に対応する収入で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の収入となるべきもの（第11条において「期末未収入金」という。）

について行なうものとする。

2 資金支出の計算は、当該会計年度における支払資金の支出並びに当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となつたもの（第11条において「前期末前払金」という。）及び当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の支出となるべきもの（第11条において「期末未払金」という。）について行なうものとする。

(勘定科目)

第8条 学校法人は、この章の規定の趣旨に沿つて資金収支計算を行なうため必要な勘定科目を設定するものとする。

(資金収支計算書の記載方法)

第9条 資金収支計算書には、収入の部及び支出の部を設け、収入又は支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

(資金収支計算書の記載科目)

第10条 資金収支計算書に記載する科目は、別表第1のとおりとする。

(前期末前受金等)

第11条 当該会計年度の資金収入のうち前期末前受金及び期末未収入金は、収入の部の控除科目として、資金収支計算書の収入の部に記載するものとする。

2 当該会計年度の資金支出のうち前期末前払金及び期末未払金は、支出の部の控除科目として、資金収支計算書の支出の部に記載するものとする。

(資金収支計算書の様式)

第12条 資金収支計算書の様式は、第1号様式のとおりとする。

(資金収支内訳表の記載方法等)

**第13条** 資金収支内訳表には、資金収支計算書に記載される収入及び支出で当該会計年度の諸活動に対応するものの決算の額を次に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

- 一 学校法人（次号から第5号までに掲げるものを除く。）
- 二 各学校（専修学校及び各種学校を含み、次号から第5号までに掲げるものを除く。）
- 三 研究所
- 四 各病院
- 五 農場、演習林その他前2号に掲げる施設の規模に相当する規模を有する各施設

2 前項第2号に掲げる部門の記載にあつては、2以上の学部を置く大学にあつては学部（当該学部の専攻に対応する大学院の研究科、専攻科及び別科を含む。）に、2以上の学科を置く短期大学にあつては学科（当該学科の専攻に対応する専攻科及び別科を含む。）に、2以上の課程を置く高等学校にあつては課程（当該課程に対応する専攻科及び別科を含む。）にそれぞれ細分して記載するものとする。この場合において、学部の専攻に対応しない大学院の研究科は大学の学部とみなす。

3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条に規定する大学に係る前項の規定の適用については、当該大学に置く大学院の研究科は大学の学部とみなす。

4 通信による教育を行なう大学に係る第2項の規定の適用については、当該教育を担当する機関は大学の学部又は短期大学の学科とみなす。

5 資金収支内訳表の様式は、第2号様式のとおりとする。

(人件費支出内訳表の記載方法等)

**第14条** 人件費支出内訳表には、資金収支計算書に記載される人件費支出の決算の額の内訳を前条第1項各号に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による記載について準用する。
- 3 人件費支出内訳表の様式は、第3号様式のとおりとする。

### 第3章 消費収支計算及び消費収支計算書

(消費収支計算の目的)

**第15条** 学校法人は、毎会計年度、当該会計年度の消費収入及び消費支出の内容及び均衡の状態を明らかにするため、消費収支計算を行なうものとする。

(消費収支計算の方法)

**第16条** 消費収入は、当該会計年度の帰属収入（学校法人の負債とならない収入をいう。以下同じ。）を計算し、当該帰属収入の額から当該会計年度において第29条及び第30条の規定により基本金に組み入れる額を控除して計算するものとする。

2 消費支出は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて計算するものとする。

3 消費収支計算は、前項の規定により計算した消費収入と消費支出を対照して行なうものとする。

(勘定科目)

第17条 学校法人は、この章の規定の趣旨に沿って消費収支計算を行なうため必要な勘定科目を設定するものとする。(消費収支計算書の記載方法)

第18条 消費収支計算書には、消費収入の部及び消費支出の部を設け、消費収入又は消費支出の科目ごとに、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

2 消費収入の部に記載する消費収入は当該会計年度の帰属収入の金額から第29条及び第30条の規定により当該会計年度において基本金に組み入れる額を控除する形式で表示するものとする。(消費収支計算書の記載科目)

第19条 消費収支計算書に記載する科目は、別表第2のとおりとする。(当年度消費収入超過額等の記載)

第20条 当該会計年度の消費収入超過額(消費収入が消費支出をこえる額をいう。)又は消費支出超過額(消費支出が消費収入をこえる額をいう。)は、当年度消費収入超過額又は当年度消費支出超過額として、消費支出の部に次に当該金額を予算の額と対比して記載するものとする。

(翌年度繰越消費収入超過額等)

第21条 当該会計年度において次に掲げる額がある場合には、当該額を相互に加減した額を、翌年度繰越消費収入超過額又は翌年度繰越消費支出超過額として、翌会計年度に繰り越すものとする。

- 一 当年度消費収入超過額又は当年度消費支出超過額
- 二 前年度繰越消費収入超過額又は前

年度繰越消費支出超過額

三 消費支出準備金(特定の会計年度の消費支出に充当するために留保する準備金をいう。以下同じ。)として当該会計年度において留保した額

四 消費支出準備金の当該会計年度における取崩額

五 第31条の規定により当該会計年度において取り崩した基本金の額

2 前項第3号の消費支出準備金の留保は、翌年度繰越消費支出超過額を繰り越すこととなる場合には、行なうことができないものとする。

(翌年度繰越消費収入超過額等の記載)

第22条 翌年度繰越消費収入超過額又は翌年度繰越消費支出超過額は、当年度消費収入超過額又は当年度消費支出超過額の次に、前条第1項の規定による加減の計算とともに、当該金額を予算の額と対比して記載するものとする。(消費収支計算書の様式)

第23条 消費収支計算書の様式は、第4号様式のとおりとする。

(消費収支内訳表の記載方法等)

第24条 消費収支内訳表には、消費収支計算書に記載される消費収入及び消費支出の決算の額を第13条第1項各号に掲げる部門ごとに区分して記載するものとする。

2 消費収支内訳表の様式は、第5号様式のとおりとする。

## 第4章 貸借対照表

### 第1節 資産

(資産の評価)

第25条 資産の評価は、取得価額をもつてするものとする。ただし、当該資産

の取得のために通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもつてするものとする。

(減価償却)

第26条 固定資産のうち時の経過によりその価値を減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については、減価償却を行なうものとする。

2 減価償却資産の減価償却の方法は、定額法によるものとする。

(有価証券の評価換え)

第27条 有価証券については、第25条の規定により評価した価額と比較してその時価が著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によつて評価するものとする。

(徴収不能額の引当て)

第28条 金銭債権については、徴収不能のおそれがある場合には、当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れるものとする。

## 第2節 基本金

(基本金)

第29条 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

(基本金への組入れ)

第30条 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

一 学校法人が設立当初に取得した固定資産（法附則第2条第1項に規定

する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第3項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産）で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校（専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。）の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額

二 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額

三 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額

四 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額

2 前項第2号又は第3号に規定する基本金への組入れは、固定資産の取得又は基金の設定に係る基本金組入計画に従い行なうものとする。

3 学校法人が第1項第1号に規定する固定資産を借入金（学校債を含む。以下この項において同じ。）又は未払金（支払手形を含む。以下この項において同じ。）により取得した場合において、当該借入金又は未払金に相当する金額については、当該借入金又は未払金の返済又は支払（新たな借入金又は未払金によるものを除く。）を行なつた会計年度において、返済又は支払を行なつた金額に相当する金額を基本金へ組み入れるものとする。

(基本金の取崩し)

第31条 学校法人は、次の各号のいずれ

かに該当する場合には、当該各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。

- 一 その諸活動の一部又は全部を廃止した場合 その廃止した諸活動に係る基本金への組入額
- 二 その経営の合理化により前条第一項第一号に規定する固定資産を有する必要がなくなった場合 その固定資産の価額
- 三 前条第一項第二号に規定する金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなった場合 その金銭その他の資産の額
- 四 その他やむを得ない事由がある場合 その事由に係る基本金への組入額

### 第3節 貸借対照表の記載方法等

(貸借対照表の記載方法)

第32条 貸借対照表には、資産の部、負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部を設け、資産、負債、基本金又は消費収支差額の科目ごとに、当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載するものとする。

(貸借対照表の記載科目)

第33条 貸借対照表に記載する科目は、別表第3のとおりとする。

(重要な会計方針等の記載方法)

第34条 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針については、当該事項を脚注(注記事項を計算書類の末尾に記載することをいう。以下この条において同じ。)として記載するものとする。

2 重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による

増減額を脚注として記載するものとする。

3 減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載し、減価償却額の累計額の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減価償却資産の属する科目ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる。

4 金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載し、徴収不能引当金の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該金銭債権の属する科目ごとに、徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することができる。

5 担保に供されている資産については、その種類及び額を脚注として記載するものとする。

6 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行なうこととなる金額については、当該金額を脚注として記載するものとする。

7 前各項に規定するもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項については、当該事項を脚注として記載するものとする。

(貸借対照表の様式)

第35条 貸借対照表の様式は、第6号様式のとおりとする。

(附属明細表の記載方法等)

第36条 固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表には、当該会計年度における固定資産、借入金及び基本金の増減の状況、事由等をそれぞれ第7号様式、第8号様式及び第9号様式に

従つて記載するものとする。

## 第5章 知事所轄学校法人に関する特例

(徴収不能引当ての特例)

第37条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人（高等学校を設置するものを除く。次条において「知事所轄学校法人」という。）は、第28条の規定にかかわらず、徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れないことができる。

(基本金組入れに関する特例等)

第38条 知事所轄学校法人は、第30条第1項の規定にかかわらず、同項第4号に掲げる金額に相当する金額の全部又は一部を基本金に組入れないことができる。

2 知事所轄学校法人は、第4条の規定にかかわらず、基本金明細表を作成しないことができる。

### 附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 法第14条第1項の規定が初めて適用される学校法人（文部科学大臣を所轄庁とする学校法人及び法による改正前の私立学校法第59条第8項の規定の適用を受けた学校法人を除く。次項において同じ。）については、法第14条第1項の規定が初めて適用される会計年度における資金収支計算に係る会計処理以外の会計処理及び資金収支計算書（これに附属する内訳表を含む。）以外の計算書類の作成は、なお従前の例によることができる。

3 学校法人が前項に規定する会計年度の末日に有している資産に係る評価及

び減価償却の方法については、第25条及び第26条第2項の規定によらないことができる。

4 当分の間、学校法人のうち、法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者に対する第26条第2項の規定の適用については、同項中「定額法」とあるのは「定額法又は定率法」とする。

附 則（昭和51年1月10日文部省令第1号）

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和50年法律第59号）の施行の日（昭和51年1月11日）から施行する。

附 則（昭和51年4月1日文部省令第14号）

この省令は、私立学校振興助成法の施行の日（昭和51年4月1日）から施行する。

附 則（昭和62年8月31日文部省令第25号）

1 この省令は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第30条第1項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の学校法人会計基準の規定は、昭和63年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用し、昭和62年度以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成6年7月4日文部省令第31号）

この省令は、公布の日から施行し、平成6年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用する。

附 則（平成12年10月31日文部省令第53号）抄

(施行期日)

**第1条** この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

**附 則**（平成17年3月31日文部科学省令第17号）

- 1 この省令は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学校法人会計基準の規定は、平成17年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用し、平成16年度以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

別表第1 資金収支計算書記載科目（第10条関係）

収入の部		備 考
科 目		
大 科 目	小 科 目	
学生生徒等納付金収入	授 業 料 収 入	聴講料，補講料等を含む。
	入 学 金 収 入	
手 数 料 収 入	実 験 実 習 料 収 入	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
	施 設 設 備 資 金 収 入	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。
寄 付 金 収 入	入 学 検 定 料 収 入	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。
	試 験 料 収 入	編入学，追試験等のために徴収する収入をいう。
	証 明 手 数 料 収 入	在学証明，成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。
補 助 金 収 入	特 別 寄 付 金 収 入	土地，建物等の現物寄付金を除く。
	一 般 寄 付 金 収 入	用途指定のある寄付金をいう。
資 産 運 用 収 入	国 庫 補 助 金 収 入	用途指定のない寄付金をいう。
	地 方 公 共 団 体 補 助 金 収 入	日本私学振興財団からの補助金を含む。
資 産 売 却 収 入	奨 学 基 金 運 用 収 入	奨学基金の運用により生ずる収入をいう。
	受 取 利 息 ・ 配 当 金 収 入	預金，貸付金等の利息，株式の配当金等をいい，奨学基金運用収入を除く。
	施 設 設 備 利 用 料 収 入	固定資産に含まれない物品の売却収入を除く。
事 業 収 入	不 動 産 売 却 収 入	
	有 価 証 券 売 却 収 入	
雑 収 入	補 助 活 動 収 入	食堂，売店，寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。
	附 属 事 業 収 入	附属機関（病院，農場，研究所等）の事業の収入をいう。
	受 託 事 業 収 入	外部から委託を受けた試験，研究等による収入をいう。
	収 益 事 業 収 入	収益事業会計からの繰入収入をいう。
借 入 金 等 収 入	固 定 資 産 に 含 ま れ な い 物 品 の 売 却 収 入	固定資産に含まれない物品の売却収入その他学校法人に帰属する上記の各収入以外の収入をいう。
	廃 品 売 却 収 入	
前 受 金 収 入	長 期 借 入 金 収 入	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
	短 期 借 入 金 収 入	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。
	学 校 債 収 入	
	翌 年 度 入 学 の 学 生 ， 生 徒 等 に 係 る 学 生 生 徒 等 納 付 金 収 入	翌年度入学の学生，生徒等に係る学生生徒等納付金収入その他の前受金収入をいう。
そ の 他 の 収 入	授 業 料 前 受 金 収 入	
	入 学 金 前 受 金 収 入	
	実 験 実 習 料 前 受 金 収 入	
	施 設 設 備 資 金 前 受 金 収 入	
	(何) 引当特定預金からの繰入収入	上記の各収入以外の収入をいう。
	前 期 未 収 入 金 収 入	前会計年度末における未収入金の当該会計年度における収入をいう。
	貸 付 金 回 収 収 入	
預 り 金 受 入 収 入		

12 学校法人会計基準

支出の部		
科 目		
大 科 目	小 科 目	備 考
人 件 費 支 出	教 員 人 件 費 支 出	教員（学長，校長又は園長を含む。以下同じ。）に支給する本俸，期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
	職 員 人 件 費 支 出	教員以外の職員に支給する本俸，期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
	役 員 報 酬 支 出	理事及び監事に支払う報酬をいう。
	退 職 金 支 出	
教 育 研 究 経 費 支 出		教育研究のために支出する経費（学生，生徒等を募集するために支出する経費を除く。）をいう。
	消 耗 品 費 支 出	
	光 熱 水 費 支 出	電気，ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。
	旅 費 交 通 費 支 出	
	奨 学 費 支 出	貸与の奨学金を除く。
管 理 経 費 支 出		
	消 耗 品 費 支 出	
	光 熱 水 費 支 出	
	旅 費 交 通 費 支 出	
借 入 金 等 利 息 支 出		
	借 入 金 利 息 支 出	
	学 校 債 利 息 支 出	
借 入 金 等 返 済 支 出		
	借 入 金 返 済 支 出	
	学 校 債 返 済 支 出	
施 設 関 係 支 出		整地費，周旋料等の施設の取得に伴う支出を含む。
	土 地 支 出	
	建 物 支 出	建物に附属する電気，給排水，暖房等の設備のための支出を含む。
	構 築 物 支 出	プール，競技場，庭園等の土木設備又は工作物のための支出をいう。
	建 設 仮 勘 定 支 出	建物及び構築物が完成するまでの支出をいう。
設 備 関 係 支 出		
	教 育 研 究 用 機 器 備 品 支 出	標本及び模型の取得のための支出を含む。
	そ の 他 の 機 器 備 品 支 出	
	図 書 支 出	
	車 輛 支 出	
資 産 運 用 支 出		
	有 価 証 券 購 入 支 出	
	（何）引当特定預金への繰入支出	
	収 益 事 業 元 入 金 支 出	収益事業に対する元入額の支出をいう。
	第 3 号 基 本 金 引 当 資 産 支 出	
そ の 他 の 支 出		
	貸 付 金 支 払 支 出	収益事業に対する貸付金の支出を含む。
	手 形 債 務 支 払 支 出	
	前 期 未 払 金 支 払 支 出	
	預 り 金 支 払 支 出	
	前 払 金 支 払 支 出	

- (注) 1 小科目については，適当な科目を追加し，又は細分することができる。  
 2 小科目に追加する科目は，形態分類による科目でなければならない。ただし，形態分類によることが困難であり，かつ，金額がきん少なものについては，この限りでない。  
 3 大科目と小科目の間に適当な中科目を設けることができる。  
 4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては，教育研究経費支出の科目及び管理経費支出の科目に代えて，経費支出の科目を設けることができる。  
 5 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては，教育研究用機器備品支出の科目及びその他の機器備品支出の科目に代えて，機器備品支出の科目を設けることができる。

別表第2 消費収支計算書記載科目（第19条関係）

消費収入の部		
科 目		備 考
大 科 目	小 科 目	
学 生 生 徒 等 納 付 金	授 業 料	聴講料，補講料等を含む。
	入 学 金	
	実 験 実 習 料	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
	施 設 設 備 資 金	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。
手 数 料	入 学 検 定 料	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。
	試 験 料	編入学，追試験等のために徴収する収入をいう。
	証 明 手 数 料	在学証明，成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。
寄 付 金	特 別 寄 付 金	用途指定のある寄付金をいう。
	一 般 寄 付 金	用途指定のない寄付金をいう。
	現 物 寄 付 金	土地，建物等の受贈額をいう。
補 助 金	国 庫 補 助 金	日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。
	地 方 公 共 団 体 補 助 金	
資 産 運 用 収 入	奨 学 基 金 運 用 収 入	奨学基金の運用により生ずる収入をいう。
	受 取 利 息 ・ 配 当 金	預金，貸付金等の利息，株式の配当金等をいい，奨学基金運用収入を除く。
	施 設 設 備 利 用 料	
資 産 売 却 差 額		資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合のその超過額をいう。
事 業 収 入	補 助 活 動 収 入	食堂，売店，寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。
	附 属 事 業 収 入	附属機関（病院，農場，研究所等）の事業の収入をいう。
	受 託 事 業 収 入	外部から委託を受けた試験，研究等による収入をいう。
	収 益 事 業 収 入	収益事業会計からの繰入収入をいう。
雑 収 入		固定資産に含まれない物品の売却収入その他学校法人に帰属する上記の各収入以外の収入をいう。
	廃 品 売 却 収 入	売却する物品に帳簿残高がある場合には，売却収入が帳簿残高を超える額をいう。

14 学校法人会計基準

支出の部		備 考
科 目	目	
大 科 目	小 科 目	
人 件 費	教 員 人 件 費	教員（学長，校長又は園長を含む。以下同じ。）に支給する本俸，期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
	職 員 人 件 費	教員以外の職員に支給する本俸，期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
	役 員 報 酬	理事及び監事に支払う報酬をいう。
	退職給与引当金繰入額 （又は退職金）	退職給与引当金への繰入れを行っていない場合には，当該会計年度における退職金支払額を退職金として記載するものとする。
	教育研究経費	教育研究のために支出する経費（学生，生徒等を募集するために支出する経費を除く。）をいう。
管 理 経 費	消 耗 品 費	
	光 熱 水 費	電気，ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。
	旅 費 交 通 費	
	奨 学 費	貸与の奨学金を除く。
	減 価 償 却 額	教育研究用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。
借 入 金 等 利 息	消 耗 品 費	
	光 熱 水 費	
	旅 費 交 通 費	
	減 価 償 却 額	教育研究用減価償却資産以外の減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。
資 産 処 分 差 額	借 入 金 利 息	
	学 校 債 利 息	
徴収不能引当金繰入額 （又は徴収不能額）		資産の帳簿残高が当該資産の売却収入金額を超える場合のその超過額をいい，除却損又は廃棄損を含む。  徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れていない債権について当該会計年度において徴収不能となった場合には，当該徴収不能の金額を徴収不能額として記載するものとする。

(注) 1 小科目については，適当な科目を追加し，又は細分することができる。

2 小科目に追加する科目は，形態分類による科目でなければならない。ただし，形態分類によることが困難であり，かつ，金額がきん少なものについては，この限りでない。

3 大科目と小科目の間に適当な中科目を設けることができる。

4 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては，教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて，経費の科目を設けることができる。

別表第3 貸借対照表記載科目（第33条関係）

資産の部			備 考
科 目		小 科 目	
大 科 目	中 科 目		
固定資産	有形固定資産	土 地	貸借対照表日後1年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が1年未満になっているものであっても使用中のものを含む。
		建 物	建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備を含む。
		構 築 物	プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物をいう。
		教育研究用機器備品	標本及び模型を含む。
		その他の機器備品	
	その他の固定資産	図 書	
		車 輛	
		建設仮勘定	建設中又は製作中の有形固定資産をいい、工事前払金、手付金等を含む。
		借 地 権	地上権を含む。
		電話加入権	専用電話、加入電話等の設備に要する負担金額をいう。
流動資産		施設利用権	
		有 価 証 券	長期に保有する有価証券をいう。
		収益事業元入金	収益事業に対する元入額をいう。
		長期貸付金	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
		(何)引当特定預金	
		第3号基本金引当資産	第3号基本金に係る預金等をいう。
		現 金 預 金	
		未 収 入 金	学生生徒等納付金、補助金等の貸借対照表日における未収額をいう。
		貯 蔵 品	減価償却の対象となる長期的な使用資産を除く。
		短期貸付金	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。
	有 価 証 券	一時的に保有する有価証券をいう。	

16 学校法人会計基準

負債の部		
科 目		備 考
大 科 目	小 科 目	
固定負債	長 期 借 入 金	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
	学 校 債	同上
流動負債	退 職 給 与 引 当 金	退職給与規程等による計算に基づく退職給与引当額をいう。
	短 期 借 入 金	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいい、資金借入れのために振り出した手形上の債務を含む。
	学 校 債	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。
	手 形 債 務	物品の購入のために振り出した手形上の債務に限る。
	未 払 金	
	前 受 金	
	預 り 金	教職員の源泉所得税、社会保険料等の預り金をいう。
基本金の部		
科 目		備 考
第1号基本金		第30条第1項第1号に掲げる額に係る基本金をいう。
第2号基本金		第30条第1項第2号に掲げる額に係る基本金をいう。
第3号基本金		第30条第1項第3号に掲げる額に係る基本金をいう。
第4号基本金		第30条第1項第4号に掲げる額に係る基本金をいう。
消費収支差額の部		
科 目		備 考
(何) 年度消費支出準備金 翌年度繰越消費収入超過額 (又は翌年度繰越消費支出超過額)		特定の会計年度の消費支出に充当するために留保した額をいう。

(注) 1. 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。

2. 都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては、教育研究用機器備品の科目及びその他の機器備品の科目に代えて、機器備品の科目を設けることができる。

第1号様式 (第12条関係)

資 金 収 支 計 算 書

年 月 日 から  
年 月 日 まで

(単位 円)

収 入 の 部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入			
授業料収入			
入学金収入			
実験実習料収入			
施設設備資金収入			
(何)			
手数料収入			
入学検定料収入			
試験料収入			
証明手数料収入			
(何)			
寄付金収入			
特別寄付金収入			
一般寄付金収入			
補助金収入			
国庫補助金収入			
地方公共団体補助金収入			
(何)			
資産運用収入			
奨学基金運用収入			
受取利息・配当金収入			
施設設備利用料収入			
(何)			
資産売却収入			
不動産売却収入			
有価証券売却収入			
(何)			
事業収入			
補助活動収入			
附属事業収入			
受託事業収入			
収益事業収入			
(何)			
雑 収 入			
廃品売却収入			



借入金等利息支出			
借入金利息支出			
学校債利息支出			
借入金等返済支出			
借入金返済支出			
学校債返済支出			
施設関係支出			
土地支出			
建物支出			
構築物支出			
建設仮勘定支出			
(何)			
設備関係支出			
教育研究用機器備品支出			
その他の機器備品支出			
図書支出			
車両支出			
(何)			
資産運用支出			
有価証券購入支出			
(何)引当特定預金への繰入支出			
収益事業元入金支出			
第3号基本金引当資産支出			
(何)			
その他の支出			
貸付金支払支出			
手形債務支払支出			
前期末未払金支払支出			
預り金支払支出			
前払金支払支出			
(何)			
[予備費]	( )		
資金支出調整勘定			
期末未払金	△		△
前期末前払金	△		△
(何)	△		△
次年度繰越支払資金			
支出の部合計			

(注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。  
 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。  
 3 予算の欄の予備費の項の( )内には、予備費の使用額を記載し、( )外には、未使用額を記載する。  
 予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。



支 出 の 部

(単位 円)

科 目	部 門	学校法人	(何) 大 学			(何)幼稚園	研究所	(何)病院		総 額
			(何)学部		計					
人件費支出										
教員人件費支出										
職員人件費支出										
役員報酬支出										
退職金支出										
(何)										
教育研究経費支出										
消耗品費支出										
光熱水費支出										
旅費交通費支出										
奨学費支出										
(何)										
管理経費支出										
消耗品費支出										
光熱水費支出										
旅費交通費支出										
(何)										
借入金等利息支出										
借入金利息支出										
学校債利息支出										
借入金等返済支出										
借入金返済支出										
学校債返済支出										
施設関係支出										
土地支出										
建物支出										
構築物支出										
建設仮勘定支出										
(何)										
設備関係支出										
教育研究用機器備品支出										
その他の機器備品支出										
図書支出										
車輛支出										
(何)										
計										

- (注) 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。  
 2 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。  
 3 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。  
 4 どの部門の収入又は支出であるか明らかでない収入又は支出は、教員数又は在学者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

第3号様式（第14条関係）

人 件 費 支 出 内 訳 表

年 月 日 から  
年 月 日 まで

(単位 円)

科 目	部 門	学校法人	(何) 大 学			(何)幼稚園	研究所	(何)病院		総 額
			(何)学部	計						
教員人件費支出										
本務教員										
本 俸										
期末手当										
その他の手当										
所定福利費										
兼務教員										
職員人件費支出										
本務職員										
本 俸										
期末手当										
その他の手当										
所定福利費										
兼務職員										
役員報酬支出										
退職金支出										
教 員										
職 員										
(何)										
計										

- (注) 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。  
 2 どの部門の支出であるか明らかでない人件費支出は、教員数又は職員数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

第4号様式（第23条関係）

消費収支計算書

年 月 日 から  
年 月 日 まで

（単位 円）

消費収入の部				
科 目	予 算	決 算	差 異	
学生生徒等納付金				
授 業 料				
入 学 金				
実験実習料				
施設設備資金				
(何)				
手 数 料				
入学検定料				
試 験 料				
証明手数料				
(何)				
寄 付 金				
特別寄付金				
一般寄付金				
現物寄付金				
補 助 金				
国庫補助金				
地方公共団体補助金				
(何)				
資産運用収入				
奨学基金運用収入				
受取利息・配当金				
施設設備利用料				
(何)				
資産売却差額				
(何)				
事 業 収 入				
補助活動収入				
附属事業収入				
受託事業収入				
収益事業収入				
(何)				
雑 収 入				
廃品売却収入				
(何)				

24 学校法人会計基準

帰属収入合計				
基本金組入額合計	△	△		
消費収入の部合計				
消費支出の部				
科 目	予 算	決 算	差 異	
人 件 費				
教員人件費				
職員人件費				
役員報酬				
退職給与引当金繰入額（又は退職金）				
(何)				
教育研究経費				
消耗品費				
光熱水費				
旅費交通費				
奨 学 費				
減価償却額				
(何)				
管 理 経 費				
消耗品費				
光熱水費				
旅費交通費				
減価償却額				
(何)				
借入金等利息				
借入金利息				
学校債利息				
資産処分差額				
(何)				
徴収不能引当金繰入額（又は徴収不能額）				
〔予 備 費〕	( )			
消費支出の部合計				
当年度消費収入超過額（又は当年度消費支出超過額）				
前年度繰越消費収入超過額（又は前年度繰越消費支出超過額）				
(何) 年度消費支出準備金繰入額				
(何) 年度消費支出準備金取崩額				
基本金取崩額				
翌年度繰越消費収入超過額（又は翌年度繰越消費支出超過額）				

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。  
 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。  
 3 必要がある場合には、基本金組入額合計の内訳として、当該基本金に組み入れた金額の属する帰属収入の科目の次に、それぞれの基本金への組入額を、△印を付して記載する様式によることができる。  
 4 予算の欄の予備費の項の( )内には、予備費の使用額を記載し、( )外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。



## 消費支出の部

(単位 円)

科目	部門							総額
	学校法人	(何)大学		(何)幼稚園	研究所	(何)病院		
人件費								
教員人件費								
職員人件費								
役員報酬								
退職給与引当金繰入額(又は退職金)								
(何)								
教育研究経費								
消耗品費								
光熱水費								
旅費交通費								
奨学費								
減価償却額								
(何)								
管理経費								
消耗品費								
光熱水費								
旅費交通費								
減価償却額								
(何)								
借入金等利息								
借入金利息								
学校債利息								
資産処分差額								
(何)								
徴収不能引当金繰入額(又は徴収不能額)								
消費支出の部合計								

- (注) 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。  
 2 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。  
 3 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。  
 4 どの部門の消費収入又は消費支出であるか明らかでない消費収入又は消費支出は、教員数又は在学者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

第6号様式（第35条関係）

貸 借 対 照 表

年 月 日

(単位 円)

資 産 の 部				
科	目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定資産				
有形固定資産				
	土 地			
	建 物			
	構 築 物			
	教育研究用機器備品			
	その他の機器備品			
	図 書			
	車 輛			
	建設仮勘定			
	(何)			
その他の固定資産				
	借 地 権			
	電話加入権			
	施設利用権			
	有価証券			
	収益事業元入金			
	長期貸付金			
	(何) 引当特定預金			
	第3号基本金引当資産			
	(何)			
流動資産				
	現金預金			
	未収入金			
	貯 蔵 品			
	短期貸付金			
	有価証券			
	(何)			
資産の部合計				
負 債 の 部				
科	目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定負債				
	長期借入金			
	学 校 債			
	退職給与引当金			
	(何)			
流動負債				

## 28 学校法人会計基準

短期借入金			
学 校 債			
手形債務			
未 払 金			
前 受 金			
預 り 金			
(何)			
負債の部合計			
基 本 金 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
第1号基本金			
第2号基本金			
第3号基本金			
第4号基本金			
基本金の部合計			
消費収支差額の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
(何) 年度消費支出準備金			
翌年度繰越消費収入超過額(又は翌年度繰越消費支出超過額)			
消費収支差額の部合計			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計			

注 記 重要な会計方針  
 重要な会計方針の変更等  
 減価償却額の累計額の合計額  
 徴収不能引当金の合計額  
 担保に供されている資産の種類及び額  
 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額  
 その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

- (注) 1. この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。  
 2. この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

第7号様式（第36条関係）

固定資産明細表

年 月 日 から  
年 月 日 まで

(単位 円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘要
有形固定資産	土地						
	建物						
	構築物						
	教育研究用機器備品						
	その他の機器備品						
	図書						
	車両						
	建設仮勘定						
	(何)						
	計						
その他の固定資産	借地権						
	電話加入権						
	施設利用権						
	有価証券						
	収益事業元入金						
	長期貸付金						
	(何)引当特定預金						
	第3号基本金引当資産						
	(何)						
	計						
合 計							

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。  
 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。  
 3 期末残高から減価償却額の累計額を控除した残高を差引期末残高の欄に記載する。  
 4 贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の1/100に相当する金額（その額が3,000万円を超える場合には、3,000万円）を超える額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれの事由を摘要の欄に記載する。

借 入 金 明 細 表

年 月 日 から  
年 月 日 まで

(単位 円)

借 入 先		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	利 率	返済期限	摘 要
長 期 借 入 金	公的金融機関	(何)						
		(何)						
	小 計							
	市中金融機関	(何)						
		(何)						
	小 計							
	その他	(何)						
		(何)						
	小 計							
	計							
短 期 借 入 金	公的金融機関	(何)						
		(何)						
	小 計							
	市中金融機関	(何)						
		(何)						
	小 計							
	その他	(何)						
		(何)						
	小 計							
	返済期限が1年以内の長期借入金							
	計							
	合 計							

(注) 1 摘要の欄には、借入金の使途及び担保物件の種類を記載する。

2 同一の借入先について複数の契約口数がある場合には、借入先別に一括し、利率、返済期限、借入金の使途及び担保物件の種類について要約して記載することができる。

第9号様式（第36条関係）

基本金明細表

年 月 日 から  
年 月 日 まで

（単位 円）

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘 要
第1号基本金繰越高				
前当期組入高				
(何)				
計取崩高	△	△		
(何)				
計	△	△		
当期末残高				
第2号基本金繰越高	—		—	
前当期組入高	—		—	
(何)	—		—	
計取崩高	—	△	—	
(何)	—		—	
計	—	△	—	
当期末残高	—		—	
第3号基本金繰越高	—		—	
前当期組入高	—		—	
(何)	—		—	
計取崩高	—	△	—	
(何)	—		—	
計	—	△	—	
当期末残高	—		—	
第4号基本金繰越高	—		—	
前当期組入高	—		—	
前当期末残高	—		—	
合計	—	△	—	
前当期繰越高	—		—	
前当期組入高	—		—	
前当期取崩高	—		—	
前当期末残高	—		—	

- (注) 1. この表に掲げる事項に計上すべき金額がない場合には、当該事項を省略する様式によるものとする。
2. 当期組入高及び当期取崩高については、組入れ及び取崩しの原因となる事実ごとに記載する。ただし、第3号基本金以外の基本金については、当期組入れの原因となる事実に係る金額の合計額が前期繰越高の100分の1に相当する金額（その金額が3,000万円を超える場合には、3,000万円）を超えない場合には、資産の種類等により一括して記載することができる。
3. 要組入高の欄には、第1号基本金にあっては取得した固定資産の価額に相当する金額を、第4号基本金にあっては第30条第1項第4号の規定により文部科学大臣が定めた額を記載する。
4. 未組入高の欄には、要組入高から組入高を減じた額を記載する。
- (備考) 第2号基本金及び第3号基本金については、この表の付表として、基本金の組入れに係る計画等を記載した表を次の様式に従い作成し、添付するものとする。

## 様式第1

## 第2号基本金の組入れに係る計画表

(単位：円)

計画の名称						
固定資産の取得計画及び基本金組入計画の決定機関及び決定年月日	決定機関	当初決定の年月日	変更決定の年月日	摘 要		
固定資産の取得計画及びその実行状況	取得予定固定資産(種類)	取得予定年度	取 得 年 度	取得額	第2号基本金から第1号基本金への振替額	摘 要
				計	計	
基本金組入計画及びその実行状況	組入計画年度	組入予定額	組 入 額	摘 要		
		計	計	第2号基本金当期末残高		

- (注) 1. 取得予定固定資産の所要見込総額を、当該摘要の欄に記載する。  
 2. 組入予定額及び組入額は、組入計画年度ごとに記載する。

## 様式第2

## 第3号基本金の組入れに係る計画表

(単位：円)

基金の名称(目的)				
基金の設定計画及び基本金組入計画の決定機関及び決定年月日	決定機関	当初決定の年月日	変更決定の年月日	摘 要
基金を運用して行う事業				
基本金組入計画及びその実行状況	組入目標額		組 入 額	摘 要
	組入計画年度	組入予定額		
		計	計	

- (注) 1. この計画表は、組入額が組入目標額に達するまでの間、作成する。  
 ただし、昭和63年度においては、第3号基本金の当期末残高に含まれるものについて作成する。  
 2. 組入予定額及び組入額は、組入計画年度ごとに記載する。

様式第 3

第 3 号基本金の組入に係る計画表

(単位：円)

基金の名称	基金設定計画の 当初決定年月日	基金の期首額	運用果実の 事業使用残額	特別寄付金 の 額	基金の期末額	摘 要

(注) この計画表は、当年度の基本金組入額が、基金の運用果実の事業使用残額又は学校法人の募集によらない特別寄付金の額のみである場合に、様式第 2 に代えて作成することができる。(ただし、当該基金の設定後初めて作成するときを除く。)

## 学校法人会計基準の一部改正について（通知）

17文科高第122号 平成17年5月13日  
文部科学省高等教育局私学部長通知  
文部科学大臣所轄各学校法人理事長，各都道府県知事あて

このたび、別添のとおり「学校法人会計基準の一部を改正する省令」が、平成17年3月31日文部科学省令第17号をもって公布され、平成17年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されることになりました。

改正省令の趣旨、内容の概要及び施行に当たり留意すべき事項は下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人に対して周知されるようお願いいたします。

### 記

#### 第一 改正の趣旨

学校法人会計基準は、その制定以来今日までの施行を経て、現在では、私立学校振興助成法第14条第1項に規定する基準として広くその定着を見ているところである。しかしながら、少子化の進展など近年の社会経済情勢の変化に伴い、学校法人の諸活動において様々な見直しが行われ、その諸活動に見合った会計処理の合理化や、財政及び経営状況の明確化が求められている。このため、これまでの運用の状況を踏まえ、基本金の取崩し要件の見直し、及び計算書類の末尾に記

載する注記事項の追加についての所要の改正を行ったものである。

#### 第二 改正の概要

1. 基本金の取崩し要件について、経営の合理化、将来計画等の見直しを行った場合にも取り崩すことができることとしたこと。（第31条関係）
2. 計算書類の末尾に記載する注記事項について、重要な会計方針及びその変更等並びにその他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項を記載することとしたこと。（第34条関係）
3. 上記1及び2の見直しに伴い、貸借対照表及び基本金明細表の様式の一部を改めたこと。（第6号様式，第9号様式関係）
4. この省令は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用し、平成16年度以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例によることとしたこと。（附則関係）

#### 第三 留意事項

1. 基本金の取崩し要件の見直し（第31条関係）
  - (1) 今回の改正は、これまで、学校法

人が設置する学校を運営していく上で、キャンパス統合や、医療機器、パソコンなどの備品の保有形態の変更（購入から賃借への切り替え）など、学校法人の資産の整理合理化が進められても、これらについては、「諸活動の一部又は全部の廃止」を伴わないため、基本金を取り崩すことができなかつたところであるが、学校法人を取り巻く状況の変化を踏まえ、これを取り崩すことができることとしたものであること。すなわち、経営の合理化により第1号基本金の対象固定資産の価額を維持する必要がなくなった場合や、将来計画等の見直しなどにより施設整備計画を変更又は廃止したため第2号基本金の金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなった場合や、第3号基本金の金銭その他の資産を奨学事業等に充てる必要がなくなった場合等にも基本金を取り崩すことができることとしたこと。

- (2) 基本金は、学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持しなければならない金額であるので、学校法人の定める適正な手続きを踏まえ、その取崩しが安易に行われないようにする考え方については従来と変わるものではないこと。
- (3) 基本金を取り崩す場合には、教育の質的水準の低下を招かないように十分に留意する必要があること。
- (4) 今回の改正は、学校法人が、経営の合理化、将来計画の見直し等によ

り資産を継続的に保持しないこととした場合には、当該基本金の取崩しができることとしたほか、基本金の取崩し限度額を定めたものであること。

なお、第31条各号に該当する場合は、資産を他に転用するなどして継続的に保持する場合のほかは基本金取崩しの対象としなければならないこと。

- (5) 第31条第1号の「諸活動の一部又は全部の廃止」とは、その設置する学部、学科等の廃止、定員の減少等の学校規模の縮小や、奨学事業等の基金事業の縮小又は廃止が該当するものであること。
  - (6) 第31条第4号の「やむを得ない事由」とは、地方公共団体等による土地収用の場合など、学校法人の自己都合による資産の処分ではなく外的要因によるものが該当するものであること。
  - (7) 『「基本金設定の対象となる資産及び基本金の組入れについて（報告）』について』（昭和49年2月14日付け文管振第62号文部省管理局長通知）の別添の学校法人財務基準調査研究会報告書の3(2)イは、平成17年度以後の会計年度に係る会計処理については適用されないこと。
2. 計算書類の末尾に記載する注記事項の追加（第34条関係）
- (1) 今回の改正により新たに記載を要する重要な会計方針及びその変更等並びにその他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項に

ついては、資産総額若しくは帰属収入や消費支出又は消費収支差額などに照らして重要な影響を与える場合やその事項に重要性がある場合に、財政及び経営の状況を正確に判断するために記載するものであること。

(2) 従前の規定により記載を要することとされていた退職給与引当金の額の算定方法については、今後、重要な会計方針として記載するものであること。

## 学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）

17高私参第1号 平成17年5月13日  
文部科学省高等教育局私学部参事官通知  
文部科学大臣所轄各学校法人理事長、各都道府県知事あて

「学校法人会計基準の一部を改正する省令」の施行については、平成17年5月13日付け17文科高第122号により、その趣旨、概要及び留意すべき事項について通知したところですが、改正後の計算書類の作成については下記のとおりですので、十分御了知の上、適切な会計処理をお願いします。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人に対して周知を図るとともに、指導に当たっては、各学校法人の設置する学校の種類や規模等に応じ、十分に配慮されるようお願いします。

### 記

#### I 基本金の取崩し要件の見直し（第31条関係）

- (1) 基本金の組入額及び取崩額の計算は、第30条第1項各号の基本金毎に、組入れの対象となる金額が取崩しの対象となる金額を超える場合には、その超える金額を基本金の組入額として取り扱うものとし、また、取崩しの対象となる金額が組入れの対象となる金額を超える場合には、その超える金額を基本金の取崩額として取り扱うものとする。ただし、

固定資産を取得するために、第2号基本金を第1号基本金に振り替える場合には、この計算に含めないこと。

- (2) 平成17年4月1日現在有している基本金の繰延額は、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものを除き、平成17年度決算の基本金取崩しの対象とすること。
- (3) 基本金明細表（様式第9号）の記載方法については、別添1「基本金明細表の記載例」を参考にされたいこと。

#### II 計算書類の末尾に記載する注記事項の追加（第34条関係）

- (1) 重要な会計方針には、徴収不能引当金及び退職給与引当金等の引当金の計上基準について必ず記載すること。
- (2) このほか、重要な会計方針には、①有価証券の評価基準及び評価方法、②たな卸資産の評価基準及び評価方法、③外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準、④所有権移転外ファイナンス・リース取引の処理方法、⑤預り金その他経過項目に係る収支

の表示方法，⑥食堂その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法，等が考えられ，これらについて重要性があると認められる場合に記載すること。

- (3) 重要な会計方針を変更した場合には，変更の旨，変更理由及び当該変更が計算書類に与える影響額を記載すること。
- (4) その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項としては，①有価証券の時価情報，②デリバティブ取引，③学校法人の出資による会社に係る事項，④主な外貨建資産・負債，⑤偶発債務，⑥所有権移転外ファイナンス・リース取引，⑦純額で表示した補助活動に係る収支，⑧関連当事者との取引，⑨後発事象，等が考えられ，これらについて重要性があると認められる場合に記載すること。
- (5) 学校法人の出資による会社に係る事項の注記の取扱いについて

① 学校法人の出資による会社に係る事項については，学校法人の出資割合が2分の1以上の会社がある場合に，次の事項を記載すること。

- ア 名称及び事業内容  
 イ 資本金又は出資金の額  
 ウ 学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日  
 エ 当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄附の金額並びにその他の取引の額  
 オ 当該会社の債務に係る保証債

務

② 「学校法人の出資による会社の設立等に伴う財務計算に関する書類の作成について」（平成14年1月7日付け13高私参第1号文部科学省高等教育局私学部参事官通知）の1は，今後は本通知による取扱いとする。

(6) 関連当事者との取引の取扱いについて

① 関連当事者とは，ア. 関係法人，イ. 当該学校法人と同一の関係法人をもつ法人，ウ. 当該学校法人の役員及びその近親者（配偶者又は2親等以内の親族）又はこれらの者が支配している法人をいうこと。

② 関連当事者との取引の注記の対象となる関係法人とは，一定の人的関係，資金関係等を有する法人をいい，具体的には，ア. 一方の法人の役員若しくは職員等が，他方の法人の意思決定に関する機関の構成員の過半数を占めていること，イ. 法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資を行っていること，ウ. 法人の意思決定に関する重要な契約等が存在することが該当すること。ただし，財務上又は事実上の関係から法人の意思決定に関し重要な影響を及ぼさないことが明らかな場合には対象外とすること。

③ 特に，関連当事者との取引が無償の場合又は有償であっても時価に比して著しく低い金額等による

場合には、原則として第三者間において通常の取引として行われる場合の金額等によって重要性を判断し、注記すること。

- ④ ただし、ア. 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引、イ. 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い、ウ. 当該学校法人に対する寄附金は、注記を要しないこと。

- (7) 注記事項の記載方法については、別添2「注記事項記載例〈例1〉〈例2〉」を参考にされたいこと。

### III その他

- (1) 日本公認会計士協会が今回の改正に係る質疑応答に関する資料等を別途公表する予定であるので参照願いたいこと。
- (2) 財務情報の公開に関して、必ずし

も学校法人会計基準により作成された計算書類によるものではないが、学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を一層得られるようにしていく観点から、一定の書類の関係者への閲覧が、私立学校法において義務付けられたところである。各学校法人におかれては、法律に規定する内容に加え、設置する学校の規模等、それぞれの実情に応じ、例えば、公開の方法として学内広報やインターネット等を活用することや、説明の方法としてグラフ・図表の活用や消費収支計算書における帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額（基本金組入前差額）を算出し説明することなど、様々な取組や工夫により、積極的な公開が期待されること。

別添1 基本金明細表の記載例

別添2 注記事項記載例

## (別添1) 基本金明細表の記載例

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘 要
第1号基本金				
前期繰越高				
当期組入高	14,000,000,000	11,500,000,000	2,500,000,000	
1. 土地				
○地区グラウンド用地取得に係る組入れ				
用地取得	1,200,000,000	350,000,000		
第2号基本金から振替		600,000,000		
小計	1,200,000,000	950,000,000	250,000,000	
2. 建物				
○学科校舎改築に係る組入れ				
校舎建築	500,000,000	100,000,000		
第2号基本金から振替		200,000,000		
除去した旧校舎に係る基本金額	△ 50,000,000			
△△学科校舎増築に係る組入れ				
校舎建築	150,000,000	150,000,000		
□□学校廃止に伴う取崩し	△ 250,000,000	△ 250,000,000		
小計	350,000,000	200,000,000	150,000,000	
過年度未組入れに係る当期組入れ				
○体育館建築に係る組入れ		30,000,000	△ 30,000,000	
3. 教育用機器備品				
機器備品の購入に係る組入れ	△ 20,000,000	10,000,000		
除去した機器備品に係る基本金額	△ 10,000,000			
小計	10,000,000	10,000,000	0	
計	1,560,000,000	1,190,000,000	370,000,000	
当期末残高	15,560,000,000	12,690,000,000	2,870,000,000	
第2号基本金				
前期繰越高	—	1,200,000,000	—	
当期組入高	—	—	—	
第1号基本金への振替	—	△ 800,000,000	—	
計	—	△ 800,000,000	—	
当期取崩高	—	—	—	
○講堂改築資金	—	120,000,000	—	
○学部校舎改築資金	—	80,000,000	—	
△△整備計画廃止に伴う取崩し	—	△ 300,000,000	—	
計	—	△ 100,000,000	—	
当期末残高	—	300,000,000	—	
第3号基本金				
前期繰越高	—	100,000,000	—	
当期組入高	—	—	—	
○奨学基金	—	10,000,000	—	
△△奨学基金廃止に伴う取崩し	—	△ 5,000,000	—	
計	—	5,000,000	—	
当期末残高	—	105,000,000	—	
第4号基本金				
前期繰越高	300,000,000	300,000,000	0	
当期組入高	9,000,000	9,000,000	0	
当期末残高	309,000,000	309,000,000	0	
合計				
前期繰越高	—	13,100,000,000	2,500,000,000	
当期組入高	—	404,000,000	—	
当期取崩高	—	△ 100,000,000	—	
当期末残高	—	13,404,000,000	2,870,000,000	

(別添2) 注記事項記載例

〈例1〉

1. 重要な会計方針

(1)引当金の計上基準

徴収不能引当金

…未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

…退職金の支給に備えるため、期末要支給額×××円を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額の100%を計上している。

(2)その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

…移動平均法に基づく原価法である。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

…移動平均法に基づく原価法である。

外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準

…外貨建短期金銭債権債務については、期末時の為替相場により円換算しており、外貨建長期金銭債権債務については、取得時又は発生時の為替相場により円換算している。

所有権移転外ファイナンス・リース取引の処理方法

…リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

…預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

食堂その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法

…補助活動に係る収支は純額で表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

退職給与引当金について、従来、期末要支給額から私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額の50%を計上していたが、教職員の年齢構成、退職予定者数の実態等を勘案し、当年度から100%計上する方法に変更した。このため、退職給与引当金繰入額は従来の方法によった場合に比べ、×××円多く計上されている。

3. 減価償却額の累計額の合計額

×××円

4. 徴収不能引当金の合計額 ×××円
5. 担保に供されている資産の種類及び額  
担保にされている資産の種類及び額は、次のとおりである。
- |      |      |
|------|------|
| 土 地  | ×××円 |
| 建 物  | ×××円 |
| 定期預金 | ×××円 |
6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 ×××円

## 7. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

## (1)有価証券の時価情報

(単位 円)

	当年度（平成××年3月31日）		
	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	×××	×××	×××
（うち満期保有目的の債権）	(××)	(××)	(××)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	×××	×××	△×××
（うち満期保有目的の債券）	(××)	(××)	(△××)
合 計	×××	×××	×××
（うち満期保有目的の債券）	(××)	(××)	(××)

## (2)デリバティブ取引

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益 (単位 円)

対 象 物	種 類	当年度（平成××年3月31日）			
		契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
為替予約取引	売建 米ドル	×××	×××	××	××
金利スワップ取引	受取固定・支払変動	×××	×××	××	××
合 計		×××	×××	××	××

## (注) 時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっている。

金利スワップ取引…取引銀行から提示された価格によっている。

## (3) 学校法人の出資による会社に係る事項

当学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況は次のとおりである。

- ①名称及び事業内容 株式会社〇〇 清掃・警備・設備関連業務の委託

- ②資本金の額 ×××円
- ③学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日  
平成××年××月××日 ×××円 ×××株
- ④当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄附の金額並びにその他の取引の額 ×××円
- ⑤当該会社の債務に係る保証債務 学校法人は当該会社について債務保証を行っていない。

(4) 主な外貨建資産・負債

(単位 円)

科 目	外貨建	貸借対照表計上額	年度末日の為替相場による円換算額	換算差額
その他の固定資産(定期預金)	米ドル ××	××	××	△××
長期借入金	ユーロ ××	××	××	××

(5) 偶発債務

下記について債務保証を行っている。

- 教職員の住宅資金借入 ×××円
- 役員の銀行借入金 ×××円
- A 学校法人(姉妹校)の銀行借入金 ×××円
- B 社(食堂業者)の銀行借入金 ×××円
- 理事(又は監事)が取締役であるC社の銀行借入金 ×××円

(6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リースは次のとおりである。

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
教育研究用機器備品	××円	××円
その他の機器備品	××円	××円
車 輦	××円	××円

(7) 純額で表示した補助活動に係る収支

純額で表示した補助活動に係る収支の相殺した科目及び金額は次のとおりである。

(単位 円)

支 出	金 額	収 入	金 額
人件費支出	×××	補助活動収入(売上高)	×××
管理経費支出(経費支出)	×××	受取利息・配当金収入	×××
借入金等利息支出	××	雑収入	××

計	×××	計	×××
純 額			××

(8) 関連当事者との取引

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

属 性	役員、 法人等 の名称	住 所	資本 金又 は出 資金	事業内容 又は職業	議決 権の 所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額	勘定 科目	期末 残高
						役員 の兼 任等	事業 上の 関係				
理事	鈴木 一郎	—	—	A社代表 取締役	—	—	—	資金の 貸付	××	貸付 金	××
理事長××が議決 権の過半数を有し ている会社	B社	東京都 ××区	××	不動産の 賃貸及び 管理地	×%	兼任1 人	不動産 の賃貸 借契約 の締結	家賃の 支払	××	敷金	××
理事	田中 二郎	—	—	—	—	—	—	無償の 土地使 用	0	—	0

(注) 貸付金については、市場金利を勘案して貸付利率を合理的に決定している。

(9) 後発事象

平成××年5月×日、〇〇高等学校本館が火災により焼失した。この火災による損害額及び保険の契約金額は次のとおりである。

(損害額)                      (契約保険金額)

建 物                      ××円                      ××円

構築物                    ××円                      ××円

なお、機器備品の損害額は調査中である。

〈例2〉

1. 重要な会計方針

引当金の計上基準

徴収不能引当金

…未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

…期末票支給額×××円は、退職金財団よりの交付金と同額であるため、退職給与引当金は計上していない。

2. 重要な会計方針の変更等

なし

3. 減価償却額の累計額の合計額

×××円

- |                                       |      |
|---------------------------------------|------|
| 4. 徴収不能引当金の合計額                        | 0円   |
| 5. 担保に供されている資産の種類及び額                  |      |
| 担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。          |      |
| 土 地                                   | ×××円 |
| 建 物                                   | ×××円 |
| 定期預金                                  | ×××円 |
| 6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 | ×××円 |
| 7. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項       | なし   |